

ぶんや 分野1	りかいそくしん 理解促進
<p>げんじょう かだい <現状と課題></p> <p>きょうせいしゃかい じつげん しみん きぎょう ひろく しゃかいぜんたい しょう 共生社会の実現のためには、市民や企業など広く社会全体に、障 がいのある人に対する理解促進を一層進めていく必要があります。</p> <p>しょうがいしゃきほんほう しょう ふうし かん そのためには、障害者基本法をはじめとした障がい福祉に関する せいどう ふきゅう はか しょう どうじしゃ ふきゅう けいはつかつどう いっそう 制度等の普及を図るほか、障がい当事者による普及・啓発活動を一層 すいしん 推進するとともに、子どもの頃から、障がいに対する理解が深まる ようなとくみ すす ひつよう ような取組を進める必要があります。</p> <p>へいせい ねんどしょう じしやじつたいとうちようさ <平成25年度障がい児者実態等調査から></p> <p>しょう しゃ りかい ふうか ひつよう 障がい者への理解が深まるために必要なこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ふくしきょういく じゅうじつ しょう しゃちようさ しょう じちようさ ・福祉教育の充実（障がい者調査 45.9%、障がい児調査 64.5%、難病患者調査 70.8%） ぼらんていあ いくせい しょう しゃちようさ しょう じちようさ ・ボランティアの育成（障がい者調査 35.9%、障がい児調査 35.3%、難病患者調査 53.0%） しょう ひと ひと いっしょ きょういく ば しょう じちようさ ・障がいのある人とない人が一緒に教育できる場（障がい児調査 70.6%） 	

きほんほうしん ◆基本方針	
きほんほうしん 基本方針1	しょう ひと ひと しみんだれ たが じんかく こせい 障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を そんちよう ささ あ きょうせいしゃかい りねん ふきゅう はか 尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図ります。
きほんほうしん 基本方針2	ちいきしゃかい しょう ひと たい りかい そくしん 地域社会に、障がいのある人に対する理解を促進します。
きほんほうしん 基本方針3	しみん きぎょう じしゆてき ふくしかつどう しえん すいしん りかいそくしん 市民や企業の自主的な福祉活動を支援・推進し、理解促進

はか
を図ります。

◆基本施策

- 基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進
- 基本施策2 公共サービス従事者などに対する理解促進
- 基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

◆基本施策1 啓発・広報活動、福祉教育などの推進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある人に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。
- 障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある人とない人の交流を促進します。

＜重点取組＞

◆広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報

広く地域住民に対して、障がい福祉に関する理解促進を一層進め、障がい福祉施策等について積極的に広報することで、障がい福祉の向上を図ります。

◆出前講座や普及啓発用冊子等を活用した啓発・広報

地域に出向いて、障がい福祉に関する取組などについて紹介することで、市民のみなさんと情報共有を行い、障が

い福祉について一緒に考えていきます。

また、普及啓発用冊子を様々な機会に配布することにより、障がい者理解の促進を図ります。

◆福祉教育のための教材の作成・配布（福祉読本など）

学校教育において障がいのある人に対する理解を深めてもらうため、福祉読本を作成し、市内の小学校に配布し、授業に役立てます。

◆障害者週間記念事業の実施

障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。

基本施策2 公共サービス従事者などに対する理解促進

- 公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。

＜重点取組＞

◆福祉サービス提供事業者等に対する研修の充実

福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。

◆障がい当事者の講師派遣

障がい当事者を講師として養成・登録し、その講師の方を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行う機会を拡充することで、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本施策3 ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

- 各種研修の実施や様々なボランティア活動を市民に紹介することにより、地域福祉活動の普及・啓発に努めます。

<重点取組>

◆ボランティア活動への支援

地域福祉活動を担う人材の育成・資質向上を図るため、各種研修の実施や調査、情報提供、ボランティアに関する相談・支援などを実施します。

◆まちづくり活動への支援（市民活動サポートセンターの運営・さぽーとほっと基金）

障がいのある人などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。

※ さぽーとほっと基金（市民まちづくり活動促進基金）

市民からの寄附を原資に、市民団体への事業助成を行うとともに、寄附文化の醸成を図ります。

関連計画（分野1：理解促進）

◆札幌市地域福祉社会計画

◆札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

ぶんや せいかつしえん
分野2 生活支援

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

ふくし さーびす たい にーず たようか ともな ここ けーす
福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに
おう しえん らいふすてーじ おう いっかん しえん もと
応じた支援や、ライフステージに応じた一貫した支援が求められてい
るほか、これからのちいきふくし にな じんざい いくせい もと
地域福祉を担う人材の育成が求められています。
じゅうどしょう ひと はったつしょう ひと ちいき せいかつ
重度障がいのある人、発達障がいのある人が地域で生活していく
ためのしえんたいせい しょう ひと こうれい あんしん
支援体制や、障がいのある人が高齢になっても安心して
暮らすことができるようなしえんたいせい じゅうじつ ひつよう
支援体制を充実する必要があります。
しょう ひと しゃかいさんかそくしん ひつよう いどうしゆだん かくほ
障がいのある人の社会参加促進のため、必要な移動手段の確保が
もと
求められています。

へいせい ねんどしょう じしやじったいとちようさ
＜平成25年度障がい児者実態等調査から＞

きぼう せいかつ
希望する生活のためにあればいいこと

- ・こうれい あんしん せいかつ しょう しゃちょうさ
高齢になっても安心して生活できること（障がい者調査
45.7%、しょう じちょうさ なんびょうかんじゃちょうさ
障がい児調査 38.0%、難病患者調査 52.7%）
- ・こま そうだん おし ばしょ しょう しゃちょうさ
困ったときに相談できて教えてくれる場所（障がい者調査
36.9%、しょう じちょうさ なんびょうかんじゃちょうさ
障がい児調査 34.9%、難病患者調査 39.8%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと じこけつてい じこせんたく そんちょう ここ
基本方針1 障がいのある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々の
にーず たいおう しえんたいせい せいび さーびすていきょうきばん
ニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤
いっそう じゅうじつ はか
の一層の充実を図ります。

きほんほうしん しょう ひと ちいき あんしん く
基本方針2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる
よう、かんけいきかん じぎょうしゃ ぼらんていあとう ちいき ふくしりょく
よう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の福祉力

との連携により、ライフステージに応じた切れ目のない
相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

◆基本施策

- 基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援
- 基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。
- 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域福祉力を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 重度障がいのある人、医療的ケアが必要な方に対する支援の充実について検討を進めます。
- 発達障がいのある人やその家族の方に対して、関係機関の連携を図りながら、ライフステージに応じた一貫した支援の充実に努めます。
- 難病患者の人に対して、難病等の特性（一日の中での病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に応じた障害福祉サービス等の提供に努めます。
- 障がいのある人が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の整備など、必要な支援体制について充実を図ります。

- 移動支援事業については、その対象となる外出の範囲等の拡充について引き続き検討を進めます。

＜重点取組＞

◆ 相談支援事業の充実

障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業の充実を図ります。

相談支援事業所においては、地域支援員を配置して、区役所をはじめとする関係機関や地域福祉関係者との連携を図ったり、地域で生活する障がいのある人をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援します。

また、基幹相談支援センターにおいては、相談支援事業所に対する専門的な助言、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進、ピアサポーターの活動支援を行います。

⇒ 障がい福祉計画の部（98ページ）もご覧ください。

◆ 自立支援協議会の運営

各部会（地域部会、専門部会）を中心に、個別のニーズから地域課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。

また、「まちの課題プロジェクトチーム」を設置し、さまざまな地域課題の検討・整理を行っています（22ページ参照）。

◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供

しょうがいしゃ そうごうしえんぽう もと しょうがいふくし さーびす ていきょうきばん
障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービスの提供基盤
じゅうじつ しょう ひと たい こうつうひじょせい きのう
の充実のほか、障がいのある人に対する交通費助成、機能
かいふく くんれん とくべつしょうがいしゃてあてとう しきゅう えんかつ さーびす
回復・訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス
ていきょう つと
提供に努めます。

⇒ しょう ふうしけいかく ぶ ペーじいこう らん
障がい福祉計画の部（83ページ以降）もご覧ください。

◆ じゅうど しょう ひと たい しえん ばーそなるあしすたんすじぎょう
重度の障がいのある人に対する支援（パーソナルアシスタンス事業）

じゅうどしょう しゃ ここ じょうきょう にーず たいおう こま
重度障がい者の個々の状況やニーズに対応したきめ細か
しえん ていきょう ちいき あんしん く
な支援を提供し、地域で安心して暮らしていくことができるよ
ゆうしょう ぼらんていあとう ちいきふくしりよく かつよう しくみ
う、有償ボランティア等の地域福祉力を活用した仕組みを
と い かいじょせいど じゅうじつ はか
取り入れるなど、介助制度の充実を図ります。

※ ばーそなるあしすたんすじぎょう さっぽろしどくじ せいど
パーソナルアシスタンス事業（札幌市独自の制度）

ざいたく せいかつ じゅうど しんたいしょう ひと ちいきじゅうみん
在宅で生活する重度の身体障がいのある人が、地域住民
とう かいじょ う ばあい ひつよう ひょう しきゅう
等から介助を受けた場合に必要となる費用を支給します。

◆ いりょうてきけ あ ひつよう じゅうど しょう ひと たい ちいきせいかつ
医療的ケアが必要な重度の障がいのある人に対する地域生活
しえん じゅうじつ けんとう
支援の充実の検討

いりょうてきけ あ ひつよう じゅうど しょう ひと あんしん
医療的ケアを必要とする重度の障がいのある人が安心して
にっちゅうかつどうとう さんか じゅうじつ ちいきせいかつ おく
日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることが
さーびす ていきょうきばん せいび けんとう
できるよう、サービス提供基盤の整備について検討します。

◆ しょう ひと こうれいか たい しえん けんとう
障がいのある人の高齢化に対する支援の検討

こうれいか しんしん きのう ていか かた ちいき あんしん せいかつ
高齢化により心身の機能が低下した方が地域で安心して生活
ちいきせいかつしえんきょてんとう せいび しょうがいしゃ
できるよう、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者
そうごうしえんぽう かいごほけんぽう さーびす ちゅうしん ぼらんていあとう
総合支援法や介護保険法のサービスを中心に、ボランティア等

ちいきふくしりよく かつよう しえんたいせい かた
の地域福祉力も活用するなど、支援体制のあり方について
ひ つづ けんとう しえん じゅうじつ はか
引き続き検討し、支援の充実を図ります。

◆ 移動支援事業の拡充の検討

いどうしえんじぎょう かくじゅう けんとう
移動支援事業については、利用対象となる外出の範囲等に
いどうしえんじぎょう りようたいしょう がいしゅつ はんいとう
ついて、市民ニーズを踏まえ、その拡充に向けた検討を
しみんに ーず ふ かくじゅう む けんとう
引き続き進めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（101ページ）もご覧ください。

◆ ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討

ぼらんてい あとう ちいきふくしりよく かつよう しえんたいせい じゅうじつ けんとう
障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、
しょう ひと ちいき あんしん せいかつ
ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制のあり方につ
ぼらんてい あとう ちいきふくしりよく かつよう しえんたいせい かた
いて検討します。

◆ 障がい児・者支援施策の再整理・一元化

しょう じ しゃしえんしさく さいせいり いちげんか
平成27年4月（予定）から、障がい児・者に関する施策展開
へいせい ねん がつ よてい しょう じ しゃ かん しさくてんかい
を保健福祉局に統合し、児・者一貫した切れ目のない支援の実現
ほけんふくしきょく とうごう じ しゃいっかん き め しえん じつげん
を目指します。

◆ 要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）

ようかいごしゃとう はいしゅつしえんじぎょう しゅうしゅう
ごみステーションにごみを排出することが困難な高齢者や
すてーしょん がいしゅつ こんなん こうれいしゃ
障がいのある人などへの支援として、生活ごみを玄関先から収
しょう ひと しえん せいかつ げんかんさき しゅう
集したり、大型ごみを家の中から運び出して収集します。
しゅう おおがた いえ なか はこ だ しゅうしゅう

◆ 発達障害者支援体制整備事業

個別支援ファイル（サポートファイルさっぽろ（※1））の作成と周知、支援者の人材育成、ペアレントメンター（※2）等の活用による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、発達障がいのある人が社会で十分活躍できるよう、支援の体制づくりに取り組んでいます。

※1 サポートファイルさっぽろ

札幌市が作成したファイルで、保護者が子どもの成長を記録し、関係者がその子どもの個性や特徴、これまでの発達の経過を共通理解するためのもの。

※2 ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験を活かして、同じ悩みを持つ親たちの気持ちに寄り添い、相談を受けたり関係機関の紹介などを行う先輩親のこと。札幌市では平成23年度からペアレントメンターの養成事業を行っている。

【参考】 自立支援協議会 まちの課題プロジェクトチーム

札幌市自立支援協議会に、「まちの課題プロジェクトチーム」を設置し、さまざまな地域課題の検討・整理を行っています。

＜平成25年度検討内容＞

- ヘルパー技術向上のための研修会開催
- 教育と福祉の連携に係る課題検討会
- 市営住宅への単身入居を含む住まいの課題

※ 平成25年度活動報告書 ⇒札幌市のホームページを参照。

基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆地域移行支援・地域定着支援

入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。

⇒ 障がい福祉計画の部（91ページ）もご覧ください。

◆グループホーム等の整備推進

グループホームの整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場を充実します。

⇒ 障がい福祉計画の部（89ページ）もご覧ください。

◆地域生活の体験支援

施設・自宅以外の場所（地域生活体験室）に宿泊して地域生活を体験していただくことで、身体に障がいのある人の地域移行を促進します。

◆ 住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組（再掲）
 ⇒ 37ページ参照

◆ 入所施設等との情報共有・連携
 地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めます。

基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・開発支援

- 補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。
- 札幌市内の中 小 企業者等が行う、健康・福祉関連分野の新製品・新技術の開発を促進します。

<重点取組>

◆ 補装具費の支給、日常生活用具の給付
 障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある人の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します。
 ⇒ 障がい福祉計画の部（100ページ）もご覧ください。

◆ 福祉用具の普及（展示など）
 身体に障がいのある人が用いる補装具、日常生活用具、自助具等の普及を目的に福祉用具の常設展示コーナーを設け、福祉用具に関する各種相談に応じるなど、普及に努めます。

◆札幌型ものづくり開発推進事業

「健康・福祉関連分野」等を対象とした、市内中小企業者が行う新製品・新技術の開発を支援します。

基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

＜重点取組＞

◆ボランティア活動への支援（再掲）

⇒ 16ページ参照

◆福祉サービス提供事業者等に対する研修の充実（再掲）

⇒ 15ページ参照

◆ボランティア等の地域福祉力を活用した支援体制の充実の検討（再掲）

⇒ 21ページ参照

◆元気なまちづくり支援事業

区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのある人をはじめ市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に対する支援を行います。

かんれんけいかく ぶんや せいかつしえん
関連計画 (分野2 : 生活支援)

さっぽろしちいきふくししゃかいけいかく
◆札幌市地域福祉社会計画

さっぽろしじゅうたくますたーぷらん
◆札幌市住宅マスタープラン2011

さっぽろししみん かつどうそくしんきほんけいかく
◆札幌市市民まちづくり活動促進基本計画

さっぽろしさんぎょうしんこうびじょん
◆札幌市産業振興ビジョン

ぶんや ほけん いりょう
分野3 保健・医療

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

こ すこ そだ しょう げんいん しっぺい そうきはっけん
子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病の早期発見
はか たいせい こま そうだん う たいせい ひつよう
が図られる体制や、きめ細かに相談を受けられる体制が必要です。

しょう ひと みちか ちいき あんしん てきせつ いりょう う
障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けること
ができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を医療
きかん たい いっそうそくしん ひつよう
機関に対して一層促進する必要があります。

せいしん しょう ひと あんしん ちいきせいかつ おく
精神に障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよ
う、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があると
かんが せいしんかいりょう きゅうきゅういりょうたいせい せいび はか ひつよう
考えられます。また、精神障がい者に対する医療費について、その
ふたんけいげん もと こえ よ
負担軽減を求める声が寄せられています。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん けんこう かくしゅけんさ かん ふきゅう けいはつ すいしん しょう
基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障が
い げんいん しっぺい よぼう そうきはっけん そうきりょういく はか
いの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育を図りま
す。

きほんほうしん しょう ひと たい ほけん いりょうさ ーびす じゅうじつ
基本方針2 障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を
はか ちいきせいかつ しえん
図り、地域生活を支援します。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく しょう げんいん しっぺい よぼうたいさく そうきはっけん
基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見

きほんしさく しょう たい てきせつ ほけん いりょうさ ーびす じゅうじつ
基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

きほんしさく せいしんほけん いりょう じゅうじつ
基本施策3 精神保健・医療の充実

基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見

- 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見を図ります。

＜重点取組＞

◆ 妊婦支援相談事業

妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安心・安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

◆ 母子関連マス・スクリーニング検査

新生児や乳幼児を対象にした障がいの原因となる疾病を早期に発見し、発症を未然に防止するためのマス・スクリーニング検査（集団検査）や、妊婦を対象にした甲状腺機能検査を行い、早期治療に結びつけます。また、母子保健情報を共有化するとともに、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センターおよび衛生研究所との緊密な連携により、迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつけていきます。

◆ 乳幼児健康診査

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、

視聴覚等の障がい、精神発達の遅滞等を早期に発見し、適切な指導を行い、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、育児に関する指導を行い、もって乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

◆子どものころとからだに関する医療提供体制の充実

障がいの原因となる疾病の早期発見、早期療育や重複障がい児への適切な医療支援体制を構築するため、平成27年4月に児童心療センターと発達医療センターの機能を統合した(仮称)子ども心身医療センターを開設します。

基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実に図ります。
- 難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)に基づき、難病患者の方に対する医療の充実に図るとともに、福祉施策等との連携により、相談支援体制の充実に努めます。
- 医療的ケアが必要な重度障がいのある人に対する保健・医療・福祉の連携体制の充実に図ります。
- 札幌市独自の望ましい医療体制の構築に向けた取組を進めます。

＜重点取組＞

◆自立支援医療費の支給

障がいのある人に対し、その心身の障がいの軽減を図り、

じりつ にちじょうせいかつ いとな ひつよう いりよう じりつしえん
自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援
いりようひ てきせつ しきゅう おこな
医療費の適切な支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、
しょう ひと いりようひ ふたんけいげん はか くに
障がいのある人の医療費の負担軽減が図られるよう、国に
たい はたら
対して働きかけていきます。

◆ じゅうどしんしんしょう しゃいりようひじょせい
重度心身障がい者医療費助成

じゅうどしんしんしょう ひと たい いりようひ いちぶ じょせい
重度心身障がいのある人に対して医療費の一部を助成する
ことで、じゅうどしんしんしょう ひと ほけん こうじょう きよ
重度心身障がいのある人の保健の向上に寄与すると
ふくし ぞうしん はか
ともに福祉の増進を図ります。

◆ いりようてきけ あ ひつよう じゅうしょうしんしんしょう ひと たい ちいき
医療的ケアが必要な重症心身障がいのある人に対する地域
せいかつしえん じゅうじつ けんとう さいけい
生活支援の充実の検討（再掲）

⇒ 20ページ参照

◆ いりようけいかく すいしん
さっぽろ医療計画の推進

しみん しょうがい とお けんこう あんしん く しゃかい
市民が生涯を通して健康で安心して暮らすことのできる社会
じつげん む いりようたいせい こうちく きほんりねん いりよう
の実現に向けた医療体制の構築を基本理念とするさっぽろ医療
けいかく もと きほんりねん じつげん む しさく すいしん
計画に基づき、基本理念の実現に向けた施策の推進に
とく
取り組めます。

◆ けんこう さっぽろ21 すいしん
健康さっぽろ21の推進

しみん ちいき なか こころゆた せいかつ
「市民が地域とのつながりの中で、すこやかに心豊かに生活で
しゃかい じつげん きほんりねん さっぽろしけんこう きほんけい
きる社会の実現」を基本理念としている札幌市健康づくり基本計
かく けんこう ぜんたいもくひょう ひと けんこうかくさ
画「健康さっぽろ21」において、全体目標の一つに「健康格差

の縮小」を掲げ、疾病や障がいの有無等にかかわらず、生涯にわたりその人らしくすこやかに生きがいのある社会の実現を目指します。

基本施策3 精神保健・医療の充実

- 通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に障がいのある人に対する医療の充実を図ります。
- 精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- 精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

<重点取組>

◆自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神に障がいがあり、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行います。

また、自立支援医療に係る適正な費用負担のあり方について、障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対して働きかけていきます。

◆精神科救急情報センター運営

精神障がいのある人やその家族から、電話により精神科受診に係る緊急相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図

ります。

◆ほっとけない・^{すいしんじぎょう} ^{じさつそうごうたいさくじぎょう} ころ推進事業（自殺総合対策事業）

^{さっぽろし} 札幌市において^{ねんかん} 年間^{にん} 400人を超^こえる^{じさつしぼうしゃ} 自殺死亡者^{ひとり} を一人でも
^{おお} 多く^へ 減らすため、^{めんだん} 面談や^{でんわ} 電話による^{そうだんしえん} 相談支援、^{しみんひとり} 市民一人ひとり
が「^{げーとキーパー} ゲートキーパー」（※）になることを^{めざ} 目指した^{じんざいようせいとう} 人材養成等の
^{かくじぎょう} 各事業^{おこな} を行います。

※ ^{げーとキーパー} ゲートキーパー

^{なや} 悩んでいる^{ひと} 人に^き 気づき、^{こえ} 声をかけ、^{はなし} 話をきいて、^{ひつよう} 必要な^{しえん} 支援
^{みまも} につなげ、^{ひと} 見守る^{とくべつ} 人のこと^{しかく} です。特別な^し 資格は^{いり} ありません。

◆^{せいしんかきゅうきゅういりょうたいせい} ^{じゅうじつ} 精神科救急医療体制の充実

^{きんきゅうてき} 緊急的に^{せいしんかいいりょう} 精神科医療を^{ひつよう} 必要とする^{しみん} 市民が、^{じんそく} 迅速かつ^{てきせつ} 適切な^い 医
^{りょう} 療を受けることができるように、^{せいび} 整備された^{せいしんかきゅうきゅういりょう} 精神科救急医療
^{たいせい} 体制の^{あんていてき} 安定的な^い 維持と、^{じゅうじつ} さらなる^{はか} 充実を図ります。

^{とく} 特に、^{せいしんかしよきゅうきゅういりょう} 精神科初期救急医療の^{とりくみ} 取組として^{へいせい} 平成26年度から^{ねんど} 札幌市で
^{どうにゅう} 導入した^{ぜんこくはつ} 全国初の^{とりくみ} 取組となる「^{あんしんかーど} ころの安心カード」の^{ふきゅうけいはつ} 普及啓発や、
^{えんかつ} より円滑な^{せいしんかきゅうきゅういりょうたいせい} 精神科救急医療体制の^{かた} あり方^{けんとう} などを検討します。

^{かんれんけいかく} ^{ぶんや} ^{ほけん} ^{いりょう}
関連計画（分野3：保健・医療）

◆^{さっぽろしこ} ^{みらい} ^{ぶらん} 札幌市子ども未来プラン

◆^{いりょうけいかく} さっぽろ医療計画

◆^{けんこう} 健康さっぽろ21

◆^{さっぽろしじさつそうごうたいさくこうどうけいかく} ^{さっぽろ} 札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・^{ぶらん} ころのプラン）

ぶんや せいかつかんきょう
分野4 生活環境

げんじょう かだい
<現状と課題>

へいせい ねん せいてい ばりあふり - しんぽう へいせい ねん しん
平成18年に制定されたバリアフリー新法をうけ、平成21年に新・
さっぽろし ばりあふり - きほんこうそう さくてい しない じゅうてんせいびちく
札幌市バリアフリー基本構想を策定し、市内53の重点整備地区を
せってい しせつ ばりあふり - か すいしん
設定し、施設のバリアフリー化を推進しています。

ちいきせいかつ おく しえいじゅうたく くる - ふほ - む
また、地域生活を送るうえで、市営住宅やグループホームなどの
す まいの場の確保が求められています。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん すべ しみん あんしん かいてき く すす
基本方針1 全ての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進め
ます。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく ばりあふり - もと すいしん
基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

きほんしさく す かくほ
基本施策2 住まいの確保

きほんしさく ばりあふり - もと すいしん
基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

- すべ しみん しき つう あんしん あんぜん く
全ての市民が四季を通じて安心して安全に暮らすことができるよう、
ばりあふり - しんぽう さっぽろしふくし じょうれい もと けんちくぶつ
バリアフリー新法や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や
どうろ ばりあふり - か すす おお ひと あんぜん かいてき
道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人安全・快適に
りよう ゆにば - さるでざいん すす
利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

じゅうてんとりくみ
<重点取組>

ふくし すいしんかいぎ
◆福祉のまちづくり推進会議

すべての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

◆ 優しさと思いやりのバリアフリーの推進

札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある人、高齢の方の力を借りて、人の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの人々が利用する建築物の事故を未然に防ぎ、障がいのある人、高齢の方にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」の運用を行います。

◆ バリアフリー基本構想に基づく整備推進

新・札幌市バリアフリー基本構想に基づき、すべての人々が安心して暮らし、分け隔て無く社会活動に参加できるまちづくりを目指し、総合的かつ一体的なバリアフリー化をさらに促進します。

◆ 交通バリアフリー推進事業

障がいのある人や高齢の方等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性及び安全性の向上の促進を図るため、公共交通事業者が行うバリアフリー化整備について補助を行うことで、各管理者と連携しながら取組を進めます。

◆ 歩道バリアフリー整備事業

誰もが安心して歩行できる歩道を提供するため、重点的に

せいび ちく せいかつかんれんけいろ ほどう ばり あふり ーか すいしん
整備すべき地区の生活関連経路の歩道バリアフリー化を推進
します。

◆安全・安心な公園再整備事業

しょう ひと こうれい かた だれ かいてき りよう
障がいのある人や高齢の方など誰もが快適に利用できる
こうえんせいび すす でいりぐち えんろ だんさかいしょう かいだん て
公園整備を進めます。出入口・園路差解消や階段の手すり
せっち べんち きゅうようしせつ しんしょうしゃたいおうがたべんじょ かいしゅうとう
設置、ベンチなどの休養施設、身障者対応型便所の改修等を
おこな
行います。

◆市有施設の保全改修に併せたバリアフリー改善の推進

しゅうしせつ ほぜんかいしゅう あわ ばり あふり ーかいぜん すいしん
オストメイト対応トイレの設置や点字ブロックの敷設など、
きそん しゅうしせつ ほぜんかいしゅう あわ ばり あふり ーかいぜん すす
既存の市有施設の保全改修に併せて、バリアフリー改善を進め
ます。

◆地下鉄・市電における安全対策等

ちかてつ しでん あんぜんたいさくとう
ちかてつ えきほ ーむ かどうしきほ ーむ さく せっち ほ ーむ
地下鉄駅ホームに可動式ホーム柵を設置し、ホームからの
りよかくてんらくじ こ れっしやせつしよくじ こ ほうし つと しょう
旅客転落事故や列車接触事故などを防止することに努め、障
がいのあるひと こうれい かたとう あんぜん あんしん ちかてつ りよう
障がいのある人や高齢の方等が安全で安心して地下鉄を利用でき
るようとりくみ すす
よう取組を進めます。

また、ろめん でんしゃていりゅうじょう ばり あふり ーか しんがたていしょうしゃりょう
また、路面電車停留場のバリアフリー化・新型低床車両
どうにゅう ひと しせつせいび おこな
導入など、すべての人にやさしい施設整備を行います。

◆安全な自転車利用環境の推進

あんぜん じてんしゃりょうかんきょう すいしん
ほどうじょう ほ こうしゃ こうさく めいわくちゅうりん ほこうかんきょう
歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪による歩行環境
あつか かだいかいしょう めざ しょう ひと しみん
の悪化などの課題解消を目指し、障がいのある人をはじめ市民

かた あんぜん じてんしゃりようかんきょう じつげん みりょくてき
 の方にとって「安全な自転車利用環境の実現による魅力的なま
 ちづくり」を目標として、自転車・歩行者・自動車それぞれが
 あんしん あんぜん つうこう かんきょう じつげん じてんしゃそうこうくわん
 安心・安全に通行できる環境を実現するため、「自転車走行空間
 めいかくか そうごうてき ちゅうりんたいさく すいしん るーる まな
 の明確化」、「総合的な駐輪対策の推進」、「ルール・マナーの
 こうかてき しゅうち けいはつ はか
 効果的な周知と啓発」を図ります。

くるまいすしようしゃむ しえいじゆうたく せいび さいけい
 ◆車椅子使用者向け市営住宅の整備（再掲）

⇒ 38 ページ参照

ふくし しせつせいびしきんゆうし みんかんしせつかいぜんしきんかしつけきんとう
 ◆福祉のまちづくり施設整備資金融資（民間施設改善資金貸付金等）

みんかんじぎょうしゃ こうきょうてきしせつ せいび かいぜん すいしん
 民間事業者による公共的施設の整備、改善を推進するため、
 しょう しゃたいおうえれべーたー くるま しょうしゃようと いれ がいぶ
 障がい者対応エレベーター、車いす使用者用トイレ、外部
 ていりくち じどうどあせっちとう ばりあふりーかこうじ たい きんゆう
 出入口の自動ドア設置等のバリアフリー化工事に対して、金融
 きかん きょうちようゆうし おこな
 機関との協調融資を行います。

さんこう ばりあふりー ゆにばーさるでざいん
 【参考】バリアフリーとユニバーサルデザイン

●バリアフリー

たてもの どうろ しょう ひと こうれい かた りよう
 建物や道路などにおいて、障がいのある人や高齢の方の利用にも
 はいりょ せつけい
 配慮した設計のこと。

●ユニバーサルデザイン

しょう ひと こうれい かた とくべつ しょう
 障がいのある人や高齢の方のための特別な仕様をつくるのではな
 さいしょ おお ひと たよう にーず はんえい たてもの
 く、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた建物・
 せいひん
 製品のこと。

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの整備等により住まいの場の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある人への理解を促進します。

＜重点取組＞

◆ あんしん賃貸支援事業の普及

民間の住宅関係事業者に対して「あんしん賃貸支援事業」の周知を行い、高齢の方や障がいのある人などを受け入れる民間賃貸住宅の登録を促します。

※ あんしん賃貸支援事業

高齢の方や障がいのある人、外国人の方及び子育て世帯に対して、入居を受け入れる民間賃貸住宅、仲介をサポートする協力店、入居者の居住支援を行っている支援団体の情報を提供することで、民間賃貸住宅探しや居住支援を行う事業。

◆ グループホーム等の整備推進（再掲）

⇒ 23ページ参照

◆ 住宅確保要配慮者に対する居住の安定確保の取組

市営住宅抽選時の優遇や、あんしん賃貸支援事業の普及などにより、公的賃貸住宅と民間住宅の市場全体で住宅セーフティネット（安全策）を構築し、高齢の方、障がいのある人など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を目指します。

◆くるまいすしやうしゃむ しえいじゆうたく せいび車椅子使用者向け市営住宅の整備

こうじょうてき くるまいす しやう しやう しょう かた じゆう
恒常的に車椅子を使用している障がいのある方のための住
こ しえいじゆうたく いちぶ せいび
戸を、市営住宅の一部に整備します。

かんれんけいかく ぶんや せいかつかんきやう
関連計画（分野4：生活環境）

◆しん さっぽろしばりあふり - きほんこうそう新・札幌市バリアフリー基本構想

◆しん さっぽろしばりあふり - とくていじぎやうけいかく新・札幌市バリアフリー特定事業計画

◆さっぽろし こうつうじぎやうけいえいけいかく札幌市交通事業経営計画

◆さっぽろしじゆうたくますた - ぶんらん札幌市住宅マスタープラン2011

◆さっぽろしじてんしゃりやうそうこうけいかく札幌市自転車利用総合計画

ぶんや きょういく はったつしえん
分野5 教育・発達支援

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

ふあん かか おや しんじょう よ そ しょう げんいん
不安を抱える親の心情に寄り添いながら、障がいの原因となる
しっぺい そうきはっけん そうきりょういく と く ひつよう かんが
疾病の早期発見・早期療育に取り組む必要があると考えられます。

しょう こ ようちえん ほいくえん じどうかいかん
障がいのある子どもが、幼稚園、保育園、児童会館などにおいて
ひつよう しえん う しょう こ すす
も、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせる
たいせい つと ひつよう
ような体制に努める必要があります

すす な ちいき がっこう ひとり に すす おう てきせつ
また、住み慣れた地域の学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切
しえん う かんきょう すす ひつよう かんが
な支援が受けられる環境づくりを進める必要があると考えられます。

しょう こ ほんにん たい しえん おや たい せいしんてき
障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する精神的
ふ おろー ペ あれんとめんたー おこな りょういくめん そうだん
なフォロー（ペアレントメンター（※））を行うなど、療育面での相談
しえんたいせい じゅうじつ ひつよう いけん よ
支援体制を充実することが必要との意見が寄せられております。

※ ペアレントメンター

⇒ 22 ページ参照

へいせい ねんどしょう じしゃじつたいとうちょうさ
＜平成25年度障がい児者実態等調査から＞

こんご きょういく りょういく ちから
今後の教育や療育について力をいれるべきこと

- ぎ む きょういくしゅうりょうご しんろ しゅうしょくさき かくほ しょう じちょうさ
・義務教育終了後の進路（就職先）の確保（障がい児調査 49.0%）
- しょう おう きょういくないよう じゅうじつ しょう じちょうさ
・障がいに応じた教育内容の充実（障がい児調査 45.9%）
- つうじょう がっきゅう ほいくじょ ようちえん うけいれ じゅうじつ しょう じちょうさ
・通常の学級、保育所、幼稚園での受入の充実（障がい児調査 33.1%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん りょういく きょういく いりょう ふくし こやうとう かんけいきかん れんけい
基本方針1 療育、教育、医療、福祉、雇用等の関係機関の連携のもの

と、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援体制の充実を図ります。

基本方針2 障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに、住み慣れた地域で、個々のニーズに応じた適切な支援が受けられる環境づくりを推進します。

◆基本施策

- 基本施策1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実
- 基本施策2 早期療育の充実
- 基本施策3 学校教育の充実
- 基本施策4 卒業後の支援

基本施策1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携しながらライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。

<重点取組>

◆幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける来所相談のほか、各区の市立幼稚園を会場とした「地域教育相談」を実施します。

◆一人一人が学び育つための教育的支援の充実（再掲）

⇒ 44ページ参照

◆ 児童福祉相談・支援体制の強化

児童相談所の施設・設備の拡充や専門職の増員を視野に入れた機能強化を進めるほか、児童福祉に関する様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

◆ 子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに関わる様々な悩みを受けるとともに、救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間の調整等を行います。

◆ 発達障害者支援体制整備事業（再掲）

⇒ 22ページ参照

基本施策2 早期療育の充実

- 子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのない子どもとともに成長していく環境づくりを進めます。
- 子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策と福祉施策の連携により、障がい児支援の体制整備を図ります。
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質の確保に努めます。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、児童発達支援事業所等との連携による重層的な支援を推進します。

- 障害児入所施設において、虐待を受けた障がい児への対応を含め、様々なニーズへの対応を図ります。

＜重点取組＞

◆ 私立幼稚園特別支援教育事業

私立幼稚園で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受け入れを促進するため、幼児教育支援員が私立幼稚園を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教育相談、特別支援担当者向け研修会を実施するなどして教育の充実を図り、適切な保育環境を提供します。

◆ 障がい児保育巡回指導

保育が必要な心身に障がいのある児童を、障がいのない児童とともに集団保育をすることにより、成長発達を促進するとともに児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障がい児保育の充実を図るため、巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

◆ 放課後児童クラブ等における障がい児の受入れ

障がいのある児童の健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある児童を受け入れている館に指導員を加配できるようにするなどし、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない児童と同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。

また、民間児童育成会についても、保護者が就労等している

しょう じどう とうろく ばあい じよせいきん かしん
障がいのある児童を登録している場合は助成金を加算するな
ど、各会における受入れの促進を図ります。

◆療育指導（療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業）

はったつ しんぱい こ たいしょう こ じょうたい おう
発達に心配のある子どもを対象に、子どもの状態に応じた
りょういく じっし どうじ ほごしゃ ふくざつ ふあん きも
療育を実施すると同時に保護者の複雑で不安な気持ちを
う と しょう き じょう ばたら こ
受け止め、障がいの気づきができるように働きかけ、個々の
こ あ しんろ とも かんが ひつよう じょうほう ていきよう
子どもに合った進路を共に考え必要な情報を提供します。

せんてんせいしょう にゅうようじ ほごしゃ ふあん
また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な
きも う と こ しんしん はったつ うなが いくじ
気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児
ぜんぱん ひつよう じょうほう ていきよう おこな
全般に必要な情報の提供を行います。

◆障害児通所支援サービスの円滑な提供

じょうがいじつうしよしえん さーびす えんかつ ていきよう
児童福祉法に基づき、身近な地域における通所支援として
じどうはったつしえん ほうかごとう いばしよ ほうかごとうてい
「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりとして「放課後等デイ
さーびす ほいくしよとう あんてい りよう そくしん ほいくしよとう
サービス」、保育所等の安定した利用を促進するための「保育所等
ほうもんしえん えんかつ ていきよう
訪問支援」を円滑に提供します。

◆児童発達支援センターの機能充実

じどうはったつしえん せんたー きのうじゅうじつ
児童福祉法に基づき、肢体不自由児や知的障がい児に対する
みちか りょういく ば きのうくんれん りょういくしどう おこな
身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うととも
に、ちいき しょう じ ほごしゃ たい しえん おこな
に、地域の障がい児や保護者に対して支援を行います。

ちいき ちゅうかくてきしえんしせつ じどうはったつしえん じ
また、地域における中核的支援施設として、児童発達支援事
ぎょうしよとう れんけい そうだん しえんきのう じゅうじつ はか
業所等との連携による相談・支援機能の充実を図ります。

◆ (仮称) 子ども発達支援総合センターの開設等

子どもの心身の状況に応じ、医療・福祉の両面から、適切な支援を提供することを目的に、(仮称)子ども心身医療センターを中心とし、4つの児童福祉施設を集約した(仮称)子ども発達支援総合センターを開設します。

また、このセンターは、札幌市全体の児童療育に関する中核施設として、各地域の児童療育を行う事業所等と連携を促進しながら、札幌市全体の児童療育機能の向上を目指します。

基本施策3 学校教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。
- 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。
- 障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組づくりを進めていきます。

＜重点取組＞

◆ 一人一人が学び育つための教育的支援の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、「サポートファイルさっぽろ」(※

1) や、「^{まな}学びの^{さほーたー}サポーター」(※2)の^{かつよう}活用により^{ひとりひとり}一人一人に
^{おう}応じた^{きょういくてきしえん}教育的支援の^{じゅうじつ}充実を^{はか}図ります。

※1 ^{さほーとふあいる}サポートファイルさっぽろ

⇒ ^{ぺーじさんしょう}22ページ参照

※2 ^{まな}学びの^{さほーたー}サポーター

^{とくべつ}特別な^{きょういくてきしえん}教育的支援を^{ひつよう}必要とする^{じどうせいと}児童生徒に^{たい}対して、
^{きょういん}教員の^{ほじょ}補助として、^{がっこうせいかつおよ}学校生活及び^{がくしゅう}学習を^{おこな}行う^{ひつよう}うえで必要
となる^{しえん}支援を行う^{おこな}有償^{ゆうしょう}ボランティア。

◆^{ちいき}地域で^{まな}学び^{そだ}育つための^{きょういくかんきょう}教育環境の^{せいび}整備

^{とくべつ}特別な^{きょういくてきしえん}教育的支援を^{ひつよう}必要とする^{じどうせいと}児童生徒が^{きょじゅう}居住する^{みちか}身近な
^{ちいき}地域で^{てきせつ}適切な^{しえん}支援を受け^うることが^{とくべつしえんがっきゅう}できる^{よう}よう、^{とくべつしえんがっきゅう}特別支援^{しゅう}学級^やや
^{つうきゅうしどうきょうしつ}通級指導^{せいび}教室の^{すいしん}整備を^{すいしん}推進します。

◆^{しりつこうとうしえんがっこう}市立高等支援学校における^{きょういく}教育の^{じゅうじつ}充実

^{しりつこうとうしえんがっこう}市立高等支援学校において、^{しゅうろうそくしん}就労^{はか}促進を^{きょういく}図るための^{きょういく}教育
^{ないよう}内容の^{みなお}見直し^{とう}等^{けんとう}について^{すす}検討を進めます。

◆^{しなんぶ}市南部への^{こうとうしえんがっこう}高等支援学校の^{せいび}整備【^{しんき}新規】

^{しなほよ}市内及び^{きんこう}近郊の^{こうとうしえんがっこう}高等支援学校が^{しほくぶ}市北部に^{へんざい}偏在していることに
^{ともな}伴い、^{しなんぶ}市南部に^{ざいじゅう}在住している^{せいと}生徒の^{えんきよりつうがく}遠距離^{かいぜん}通学を^{かいぜん}改善するた
め、^{へいせい}平成29年^{ねん}4月^{がつ}の開校^{かいこう}に向けて、^む真駒内^{まこま}小学校^{まいしょうがっこう}跡地^{あとち}に^{こうとう}高等
^{しえんがっこう}支援学校を^{しんちくせいび}新築整備します。

基本施策4 卒業後の支援

- ハローワークなどの関係機関との連携のもと、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 卒業後も社会生活によりよく対応できるよう、学びの機会や場の充実について検討をします。

<重点取組>

◆ 市立高等支援学校における教育の充実（再掲）

⇒ 45ページ参照

◆ 就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）（再掲）

⇒ 48ページ参照

◆ 相談支援事業の充実（再掲）

⇒ 19ページ参照

関連計画（分野5：教育・発達支援）

◆ 札幌市教育振興基本計画

◆ 札幌市子ども未来プラン

◆ 札幌市児童相談体制強化プラン

ぶんや こよう しゅうろう
分野6 雇用・就労

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

しょう しょう しやこよう そくしん くに しょう しやこようしさく ちゅうしん
障がい者雇用を促進するには、国の障がい者雇用施策を中心に、
かんけいきかん れんけい と く ひつよう
関係機関が連携して取り組む必要があります。

しょう ひと あ まえ はたら きぎょうとう たい しょう
障がいのある人が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい
しやこよう じょうほうていきよう じゅうじつ りかいそくしん はか こよう
者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用の
ば かくほ む とりくみ もと
場の確保に向けた取組が求められています。

しゅうろう しえん じぎょうしよ ふくしてきしゅうろう ば じゅうじつ こうちん
また、就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃
すいじゆん こうじょう もと
水準の向上が求められています。

へいせい ねんどしゅう じしやじったいとうちようさ
＜平成25年度障がい児者実態等調査から＞

しごと つづ はじ ひつよう
仕事を続ける（あるいは始める）うえで必要なこと

- じぶん あ しごと はたら ば み
自分に合った仕事や働く場を見つけてくれるところがある

しょう しやちようさ なんびようかんじやちようさ
（障がい者調査 39.8%、難病患者調査36.4%）

- きんむじかん ちょうせい しょう しやちようさ なんびようかんじや
勤務時間が調整できる（障がい者調査 25.3%、難病患者
ちようさ
調査40.9%）

- しょくば しごと しえん しょう しやちようさ
職場で仕事がしやすいよう支援してくれる（障がい者調査
28.5%）

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと あ しゅうろうしえん こよう
基本方針1 障がいのある人それぞれに合った就労支援を、雇用・
ふくし きょういくとう かんけいきかん れんけい と く しえん
福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の
じゅうじつ きょうか はか
充実・強化を図ります。

基本方針 2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実し、工賃水準の向上を図ります。

◆基本施策	
基本施策 1	個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実
基本施策 2	雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）
基本施策 3	福祉的就労における工賃向上
基本施策 4	福祉施設から一般就労への移行推進

基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

○ 国の障がい者雇用推進部署（ハローワーク等）などの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

<重点取組>

◆ 就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）

障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、「ジョブサポーター」（※）や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

※ ジョブサポーター

障がいのある人の就労支援や職場定着を図るために、職場に出向いて障がいのある人や雇用主に助言などを行う支援員のこと。

◆ 障がい者就業支援事業

国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある人の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

基本施策2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

- 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある人の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆ 障がい者協働事業

障がいのある人を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある人の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」の運営経費に対する補助を行います。

札幌市役所や札幌市社会福祉総合センター、中央図書館のロビーに設置している「元気カフェ」は、この事業を活用して運営しています。

◆ 資源選別センターにおける雇用の場の提供

容器包装廃棄物の再資源化を図るにあたり、地域福祉社会の推進に寄与することを目的に、「びん・缶・ペットボトル選別業務」に従事する一部の方に知的障がいのある人を雇用し、就労の場を提供しています。

◆ 就労支援サービスの円滑な提供

障害者総合支援法に基づき、一般企業等への就労を希望する方や一般企業等での就労が困難な方に、知識及び能力の向上のための必要な訓練を行う就労支援サービスを円滑に提供します。

⇒ 障がい福祉計画の部(87、88ページ)もご覧ください。

基本施策3 福祉的就労における工賃向上

- 障害者総合支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がい者施設(福祉的就労)における工賃の向上を図ります。

＜重点取組＞

◆ 製品の販路拡大支援

地域活動支援センター、地域共同作業所などの運営強化等を行うために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行います。

また、障がいのある人が施設等で作った製品を販売する常設店舗として「元気ショップ」を設置運営し、製品の購入を通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある人の工賃の増額を目指します。

なお、元気ショップについては、平成26年12月に、東西線コンコースから、南北線コンコースの大通交流拠点地下広場に移転し、より多くの市民に来店してもらうことを目指します。

◆ **発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業）**

障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、各施設への受注調整等を行うセンターを設置・運営し、障がいのある人の工賃向上を目指します。

◆ **障がい者施設等からの優先調達の推進**

障害者優先調達推進法に基づいて、札幌市における障がい者施設等からの調達方針を毎年度策定し、庁内の各部署において調達を推進します。

◆ **元気デザイン向上事業**

障がい者施設等の製品価値を向上させるため、障がい者施設等とクリエイターをマッチングし、デザイン向上の取組を支援します。

基本施策4 福祉施設から一般就労への移行推進

- 障害者総合支援法の就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がいのある人の一般就労への移行を推進します。
- 障がいのある人の職場実習等の機会の充実を図ります。

<重点取組>

◆ **障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気スキル**

あ っ ぶ しぎょう アップ事業)

しょう ひと いっぱんしゅうろう きかい かくほ しょくばていちゃくりつ
障 がいのある人の一般就 労の機会を確保し、職場定 着率を
たか しょう ひと ふくしき ー び す じぎょうしょ とく
高めるために、障 がいのある人、福祉サービ ス事業所（特に
しゅうろうしえんけい みんかんきぎょうとう たい じゅうじつ けんしゅう おこな
就 労支援系）、民間企業等に対して、より充 実した研修を行う
など、しょう しゃこよう すいしん はか
など、障 がい者雇用の推進を図ります。

◆ しゅうろういこうしえん さー び す ていきょう 就 労移行支援サービスの提供

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと いっぱんしゅうろう ひつよう ちしき
障 害者総合支援法に基づき、一般就 労のために必要な知識
およ のうりよくこうじょう くんれん おこな しゅうろういこうしえん さー び す
及び能力向上のための訓練を行う就 労移行支援サービスを
えんかつ ていきょう
円滑に提供します。

⇒ しょう ふくしけいかく ぶ ペー じ らん
⇒ 障 がい福祉計画の部（87ページ）もご覧ください。

◆ しゅうろう む くんれん しゅうろうたいけん 就 労に向けた訓練・就 労体験

さっぽろしやくしよ しな い とくべつ しえん がっこう せいと
札幌市役所において、市内の特別支援学校から生徒を
う い しょくばじっしゅう しゅうろうたいけん きかい もう しゅうろう む
受け入れて、職場実 習・就 労体験の機会を設け、就 労に向けた
しえん おこな
支援を行います。

ぶんや じょうほう こみゆにけーしょん
分野7 情報・コミュニケーション

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

しょう とくせい はいりょ ほうほう じょうほうていきょう いしそつうしえん
障がいの特性に配慮した方法による情報提供、意思疎通支援が
もと
求められています。

しょう どうじしゃみずか ふくし さーびす せんたく ふくし
障がい当事者自らが福祉サービスを選択できるように、福祉に
かん じょうほうていきょう じゅうじつ ひつよう
関する情報提供を充実する必要があります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん じょうほう ばりあふりーか すいしん しょう とくせい おう
基本方針1 情報バリアフリー化を推進し、障がい特性に応じた
じょうほうていきょう いしそつうしえん じゅうじつ はか じりつ しゃかい
情報提供や意思疎通支援の充実を図り、自立と社会
さんか しえん
参加を支援します。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく じょうほう ばりあふりーか すいしん
基本施策1 情報バリアフリー化の推進

きほんしさく じょうほうていきょう じゅうじつ
基本施策2 情報提供の充実

きほんしさく いしそつうしえんたいせい じゅうじつ
基本施策3 意思疎通支援体制の充実

きほんしさく じょうほう ばりあふりーか すいしん
基本施策1 情報バリアフリー化の推進

- しょう ひと ししょう じょうほうでんたつ じょうほうしゅとく
障がいのある人が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、
てんじ おんせい かくだいもじ かんじ るび じょうほうつうしん こみゆにけーし
点字や音声、拡大文字、漢字へのルビふり、情報通信やコミュニケーシ
ョン支援ボードの活用など、しょう とくせい おう はいりょ つと
障がい特性に応じた配慮に努めます。

じょうほう ばりあふりー
※情報バリアフリー

だれ ひと じょうほうつうしん ゆうこうりよう かんきょう
誰もが等しく情報通信を有効利用できる環境をつくること。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付（再掲）

⇒ 24ページ参照

◆障がいのある人の情報通信に関する支援（障がい者ITサポートセンター）

障がいのある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障がい者ITサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、ITに関する利用相談や情報提供、パソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

◆選挙における配慮（再掲）

⇒ 73ページ参照

◆会議等における配慮（再掲）

⇒ 73ページ参照

基本施策2 情報提供の充実

- 冊子、音声、ホームページなど、様々な手段・媒体を活用し、障がい特性に配慮した情報提供の充実を図ります。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆ 広報誌、広報番組、ホームページなどを通じた広報（再掲）

⇒ 14ページ参照

◆ 札幌市公式ホームページの管理運営

障がいのある人がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。

◆ 福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介（再掲）

⇒ 70ページ参照

◆ 点字・音声による情報提供

視覚に障がいのある人のために、広報さっぽろの市政情報の点字版「点字さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行します。

◆ 様々な障がいに配慮した情報提供

特に、障がい福祉に関するパンフレットやガイドブックなどは、分かりやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語等への注釈、二次元コードを付けるなど、読みやすくする工夫に努めます。

基本施策3 意思疎通支援体制の充実

○ 障がい特性に応じた意思疎通支援体制の充実に努めます。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

い し そつう し えん じぎょう えんかつ ていきょう
◆意思疎通支援事業の円滑な提供

しょうがいしゃそうごうしえんほう もと い し そつう し えん てきせい
障害者総合支援法に基づく意思疎通支援について、適正かつ
えんかつ さーびす ていきょう つと
円滑なサービス提供に努めます。

⇒ しょう ふくしけいかく ぶ ページ もごらん ください。
⇒ 障がい福祉計画の部（100ページ）もご覧ください。

て れ び てんわ かつよう しょうひせいかつそうだん
◆テレビ電話を活用した消費生活相談

ちょうかくしょう ひと しょうひせいかつそうだん おとす ばあい てれび
聴覚障がいのある人が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ
でんわ りょう しゅわつうやくしゃ かい そうだん おこな じんそく
電話を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な
たいおう はか
対応を図ります。

しょうがいふくし さーびす じぎょうしょとう かん あ じょうほう しょうかい
障害福祉サービス事業所等に関する空き情報の紹介について

しな い しょうざい しょうがいふくし さーびす じぎょうしょとう かん あ じょうほう ほーむ
市内所在の障害福祉サービス事業所等に関する空き情報をホーム
ページで紹介することで、しょうがいのある人が事業所を選択する際の
りべんせい こうじょう はか
利便性の向上を図ります。

ほーむ ページ うんよう かくさーびす ていきょうじぎょうしょ
ホームページの運用については、各サービス提供事業所において
じょうほう すいじこうしん かくさーびす ていきょうじぎょうしょ きょうりょく
情報を随時更新していただくなど、各サービス提供事業所の協力を
え
得ております。

あ じょうほう きーわーど じぎょうしょばんごう ほうじんめいまた じぎょうしょめい じぎょうしょ
空き情報は、キーワード、事業所番号、法人名又は事業所名、事業所
しょうざいく さーびす しゅるい さまざま じょうけん けんさく
の所在区、サービスの種類など、様々な条件で検索することができます。

あいしょう げんき
愛称 元気さーち

ほーむ ページ あどれす
ホームページアドレス <http://www.sapporo-akijoho.jp/>

ぶんや すぼーつ ぶんか
分野8 スポーツ・文化

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

みすか いし せんたく じんせい せいちょうかてい
自らの意思と選択によって、人生のあらゆる成長過程で、それぞ
れの人ひとの興味・関心きょうみ かんしんや生活領域せいかつりょういきに応じ、さまざまな活動かつどうや学習がくしゅうを
つづけていくことが重要じゅうようです。

しょう ひと すぼーつ ぶんか げいじゅつ かつどうとう おこな さい ひつよう
障がいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必要
となる配慮はいりょや支援しえん等が提供ていきょうされるための環境かんきょうの整備せいびが求められて
います。また、活動かつどうを通じて、障がいのある人ひとと障がいのない人ひとが
交流こうりゅうし、障がいのある人ひとに対する理解りかいを深めるふかことが重要じゅうようです。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん 1 すぼーつ ぶんか げいじゅつ かつどうとう つう しょう ひと
基本方針1 スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と
しょう ひと しょう ひと こうりゅう きかい じゅうじつ しょう
障がいのない人との交流こうりゅうの機会きかいを充実じゅうじつし、障がいのあ
る人ひとに対する理解促進りかいそくしんを図ります。

きほんほうしん 2 しょう しゃ すぼーつ しょう しゃ ぶんか げいじゅつ かつどう しえん
基本方針2 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、
こころゆた ちいきせいかつ しえん
心豊かな地域生活ちいきせいかつを支援しえんします。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく 1 すぼーつ ぶんか げいじゅつ かつどう しょうがい がくしゅう かつどう たい しえん
基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

きほんしさく 1 すぼーつ ぶんか げいじゅつ かつどう しょうがい がくしゅう かつどう たい しえん
基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

- しょう ひと すぼーつ ぶんか げいじゅつ かつどう きがる さんか
障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽きがるに参加さんかできるよ
う、施設しせつのバリアフリー化ばりあふりーかや活動機会かつどうきかいの充実じゅうじつに努めます。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

◆ 障がい者スポーツの振興

しょうがいしゃ すぼ - つ しんこう
障がい者スポーツ指導員の養成やスポーツ教室、クラブの紹介
しょう しょうがいしゃ すぼ - つ だんたい おこな かつどう しえん
など、障がい者スポーツ団体が行う活動を支援することにより、
しょう しょうがいしゃ すぼ - つ ぷきゅう しんこう そくしん
障がい者スポーツの普及・振興を促進します。

◆ 障がい者スポーツ大会の開催

さっぽろししょう しょうがいしゃ すぼ - つ たいかい かいさい
札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある人が
すぼ - つ つう たいりょく こうじょう じりつこうせい いよく たか
スポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高める
しみん しょう ひと かん りかいそくしん ほか
とともに、市民の障がいのある人に関する理解促進を図ります。

◆ 既存体育施設のバリアフリー化の推進

しょうがいのある人が広く気軽にスポーツ施設を利用できるよ
うにするため、エレベーターの設置及び身障者用多目的トイレ
への改修を行います。

◆ さっぽろ市民カレッジ

そうごうてき けいぞくてき がくしゅうきかい しみん ていきょう
総合的、継続的な学習機会を市民に提供するとともに、
がくしゅうせいが ひょうか しゃかい い しくみ
学習成果が評価され、社会に生かされる仕組みをつくることによ
しみん じしゆてき まな しゃかいさんか しえん ほんし
り、市民の自主的な学びや社会参加を支援し、本市のまちづく
そくしん
りを促進します。

◆ 文化芸術活動に対する支援

しみんだれ さまざま ばめん ぶんかげいじゆつ ぶ きかい
市民誰もが様々な場面において、文化芸術に触れる機会の
じゅうじつ ぶんかげいじゆつかつどう たい しえん ぶんかげいじゆつしんこう
充実や、文化芸術活動に対する支援など、文化芸術振興のた

め^{かんきょう}の環境づくりを進^{すす}めます。

◆ 障^{しょう}がいのある人^{ひと}を支援^{しえん}する読書^{どくしょ}サービ^さスの検^{けん}討^{とう}

身体^{しんたい}障^{しょう}がいや発^{はつ}達^{たつ}障^{しょう}がいなど、様^{さま}々^{ざま}な障^{しょう}がいのある人^{ひと}を支援^{しえん}するための読書^{どくしょ}サービ^さスや図^と書^{しょ}館^{かん}施^し設^{せつ}のあり方^{かた}について検^{けん}討^{とう}を^{おこな}行^{けん}います。

◆ 知^ち的^{てき}障^{しょう}がい者^{しゃ}のため^{せいじん}の成人^が学^が級^{きゅう}事^じ業^{ぎょう}

特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}学^{がっこう}校^{がっこう}または中^{ちゅう}学^{がっこう}校^{がっこう}の特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}学^{がっこう}級^{きゅう}など^{しゅうりょう}を修^{しゅう}了^{りょう}し、社^{しゃ}会^{かい}参^{さん}加^かして^いるま^{かた}たはし^{たい}ょうと^いす方^{いっ}を^{ぼん}対^{しゃ}象^{かい}に、一^い般^{ぱん}社^{しゃ}会^{かい}知^ち識^しの習^{しゅう}得^{とく}や体^{たい}力^{りきょく}づ^{にんげん}くり、人^{にん}間^{げん}関^{かん}係^{けい}等^{とう}、集^{しゅう}団^{だん}生^{せい}活^{かつ}や体^{たい}験^{げん}の場^ばを^{とお}通^して^{しゃ}社^{かい}生^{せい}活^{かつ}に^{たい}よ^りよ^く対^{たい}応^{おう}で^{にんげん}き^りる^{けい}成^{せい}を^め目^ざ指^じし、実^{じつ}生^{せい}活^{かつ}に^{そく}即^{がく}した^{しゅう}学^{がく}習^{しゅう}を^{おこな}行^{けん}います。

◆ 特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}学^{がっこう}校^{がっこう}・地^ち域^{いき}連^{れん}携^{けい}事^じ業^{ぎょう}

学^{がっこう}校^{がっこう}休^{きゅう}業^{ぎょう}日^びに特^{とく}別^{べつ}支^し援^{えん}学^{がっこう}校^{がっこう}の学^{がっこう}校^{がっこう}施^し設^{せつ}を^{かつ}活^{よう}用^{じょう}し、児^じ童^{どう}・生^{せい}徒^との^{せい}特^{とく}性^{せい}に^お応^うじた^{かつ}活^{どう}動^うを^う促^なす^ば場^ばを^{てい}提^き供^{きょう}する^{もく}こ^てを^{てい}目^き的^{ぎょう}と^{して}、各^{かく}種^{しゅ}行^{ぎょう}事^じの^{かい}開^{さい}催^{さい}やボ^ぼラ^らン^らティ^らア^らグ^らル^らー^らグ^らー^らプ^らと^の交^{こう}流^{りゅう}等^{とう}を^{おこな}行^{けん}いま^す。

◆ 札^{さつ}幌^{ぼろ}市^し健^{けん}康^{こう}づ^せん^たー^りの^り利^り用^り促^り進^{しん}

障^{しょう}がいのある人^{ひと}が健^{けん}康^{こう}づ^とくり^とに取^とり組^くむ機^き会^{かい}を^{てい}提^き供^{きょう}するた^めめ、札^{さつ}幌^{ぼろ}市^し健^{けん}康^{こう}づ^せん^たー^りの^り利^り用^りを^う促^なすと^{とも}に、運^{うん}動^{どう}指^し導^{どう}員^{いん}や理^り学^{がく}療^{りょう}法^{ぽう}士^しに^よる^{けん}健^{けん}康^{こう}づ^せん^たー^りの^り利^り用^り促^り進^{しん}を^{おこな}行^{けん}います。

かんれんけいかく ぶんや すぽーつ ぶんか
関連計画（分野8：スポーツ・文化）

◆ さっぽろししょうがいがくしゅうすいしんこうそう
札幌市生涯学習推進構想

◆ さっぽろしぶんかげいじゅつきほんけいかく
札幌市文化芸術基本計画

◆ さっぽろしこどくしよすいしんけいかく
札幌市子どもの読書推進計画

◆ けんこう
健康さっぽろ21

◆ さっぽろしすぽーつすいしんけいかく
札幌市スポーツ推進計画

ぶんや ぶんや ぶんや
分野9 安全・安心

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

へいせい ねん がつ ほっせい ひがしにほんだいしんさい けいき さいがいじ あんぜん
平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、災害時の安全
たいさく かんしん たか しょう ひと ようし
対策についての関心が高まっており、障がいのある人をはじめ要支
えんしゃ ひなんしえん とりくみ じゅうじつ ひつよう
援者の避難支援の取組を充実する必要があります。

しょう ひと とうきかん あんしん がいしゅつ じょはい
また、障がいのある人が冬期間も安心して外出できるよう、除排
せつ とりくみ じゅうよう
雪などの取組も重要となります。

ちいき みまも ささ あ つう しょう ひと
さらに、地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある人の
こりつ ふうせ かんきょう ひつよう
孤立を防ぐ環境をつくる必要があります。

へいせい ねんどしやう じしゃじつたいとうちやうさ
＜平成25年度障がい児者実態等調査から＞

ぼうさい かん ふうあん かん
防災に関して不安に感じること

- ひなんばしょ せいかつ ふうあん しょう しゃちやうさ しょう
・避難場所でうまく生活できるか不安(障がい者調査53.7%、障
がい児調査71.4%、難病患者調査65.2%)
- さいがいじ てだす ひと しょう しゃちやうさ
・災害時に手助けしてくれる人がいない(障がい者調査 20.7%、
しょう じちやうさ なんびやうかんじちやうさ
障がい児調査 32.4%、難病患者調査 29.2%)

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょう ひと ちいき あんぜん あんしん せいかつ
基本方針1 障がいのある人が地域で安全・安心に生活することがで
きるよう、ぼうさいたいさく さいがいじ ようはいりよしゃたいさく すいしん
防災対策や災害時における要配慮者対策を推進
します。

きほんほうしん しょう ひと ちいき こりつ ちいき きやうじよ
基本方針2 障がいのある人が地域で孤立しないよう、地域の共助に
じゅうそうてき みまも たいせい こうちく
よる重層的な見守り体制を構築します。

◆ **基本施策**

基本施策1 災害や雪に強いまちづくりの推進

基本施策2 災害時における支援の推進

基本施策3 地域における見守り活動の推進

基本施策4 消費者被害の防止

◆ **基本施策1 災害や雪に強いまちづくりの推進**

- 市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。
- 冬期間も安心して生活を送れるよう、除排雪や福祉除雪など雪対策の取組を促進します。

＜重点取組＞

◆ **社会福祉施設等の安全対策の推進**

社会福祉施設における安全・安心を確保するため、消防局・保健福祉局・都市局の関係部局の連絡協議の場として「札幌市グループホーム等安全安心連絡協議会」において、情報交換を図りながら、施設関係者を対象とした研修会の実施、合同立入検査等を実施するほか、訓練チェックリストを活用した自衛消防訓練の実施など、さらなる安全・安心に向けての取組を推進します。

◆ **障がい児者施設の修繕等に対する支援の検討**

入所施設等の居住の安全を図るための施設修繕等に

たい しえん おこな けんとう
対して支援を行うことを検討します。

◆ 住宅防火対策の推進

かんけいぶきょく ふくしじぎょうじゅうじしゃ れんけい けんしゅうかいとう じっし
関係部局や福祉事業従事者と連携した研修会等の実施、
じゅうたくようしょうかき じゅうたくようかさいけいほうき せっちおよ いじかんり かか
住宅用消火器や住宅用火災警報器の設置及び維持管理に係る
ふきゅうけいはつとう じゅうたくぼうかたいさく すいしん
普及啓発等、住宅防火対策を推進します。

◆ 冬のみちづくりプランの推進

しみん きぎょうとう きょうどう すいしん たよう そふ としさく どうにゅう
市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、
しさく せんたく しゅうちゅう めりはり じぎょう てんかい きほん
施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本
ほうしん しょう ひと あんしん せいかつ おく ゆき
方針として、障がいのある人も安心して生活を送れるよう、雪
たいさく すいしん
対策を推進します。
みちか とりくみ いちれい とうけつぼうしざいとう さんぶ すなぼこ せっち
身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、
すない ペットボトルの作成・配置などを行います。

◆ 福祉除雪の実施

じりき じよせつ こんなん いっこだ じゅうたく こうれいしゃ しょう
自力で除雪が困難な一戸建て住宅の高齢者や障がいのある
ひと せたい たいしょう ちいき きょうりよく え まぐちぶぶんとう じよせつ
人の世帯を対象に、地域の協力を得ながら間口部分等の除雪
しえん
を支援します。

基本施策2 災害時における支援の推進

- 災害時における、障がいのある人などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。

- 避難場所について、バリアフリー化や、静かに過ごすことのできる空間の確保など、障がいのある人に配慮した環境の整備を進めます。
- 災害発生時や避難場所において、さまざまな障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある人への理解促進を図ります。

＜重点取組＞

◆災害時における避難支援の仕組みづくり

災害時に自力では避難できない障がいのある人や高齢の方などの手助けを、地域が主体となって実施する仕組みづくりを促進します。

さらに、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、運用方法について早急に検討を進めます。

併せて、災害が発生した場合には、関係団体等との連携により各施設の状況及び避難した障がいのある人の把握を行うことや、避難後は、障がいのある人への情報提供、ニーズを把握し、ボランティアや避難者に支援を要請するとともに、収容避難場所での生活が困難な方を社会福祉施設等に移送するなどの支援体制の構築を推進します。

◆避難場所の環境整備の推進

「札幌市避難場所基本計画」に基づき、市立小中学校の大規模改修・改築に併せて、玄関スロープや車いす対応トイレの設置など、避難場所の環境整備を推進します。

◆ 障 がいのある人の避難訓練等への参加促進

災害時において、障 がいのある人が自らできることや、周りの人が手助けできることなどを確認するため、障 がいのある人に対し、地域等で行われている避難訓練等への参加を促進します。

◆ 災害時の緊急受入れに関する関係機関との協定

関係機関と協定を締結し、地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合に、避難所での生活の継続が困難な障 がいのある人などを、民間の障害者支援施設等へ受け入れる体制を構築します。

基本施策3 地域における見守り活動の推進

- 障 がいのある人の地域における孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動の充実を図ります。

＜重点取組＞

◆ 知的障 がいのある人の見守り事業

障害福祉サービスを受けていない知的障 がいのある人の現況を把握し、福祉ガイドを活用したサービス等の利用案内や、民生委員などと協力して見守り活動を実施することで、地域や福祉サービスとのつながりを拡大・強化するとともに、市民の知的障 がいに対する理解を深めます。

◆ 相談支援事業の充実（再掲）

⇒ 19 ページ参照

◆ 企業などとの連携推進

多様な社会資源を地域の見守りに活用するため、宅配事業者などとの見守り協定の締結を推進するとともに、企業やNPOなどが事業活動の中で要支援者の異変を発見した際の確認・通報体制の充実に努めます。

基本施策4 消費者被害の防止

- 障がいのある人の消費者被害の防止のため、関係機関との連携による早期発見や、相談体制の充実に努めます。

＜重点取組＞

◆ 消費者被害防止ネットワーク事業

消費生活推進員を地域に配置し、関係機関とのネットワーク体制により、高齢の方や障がいのある人の消費者被害の早期発見と救済、未然防止を図ります。

◆ テレビ電話を活用した消費生活相談（再掲）

⇒ 56 ページ参照

◆ 権利擁護等に係る相談支援の充実（再掲）

⇒ 69 ページ参照

かんれんけいかく ぶんや あんぜん あんしん
関連計画 (分野 9 : 安全・安心)

- ◆ さっぽろしふゆのみちづくりプラン
札幌市冬のみちづくりプラン
- ◆ さっぽろしちいきほうさいけいかく
札幌市地域防災計画
- ◆ さっぽろしひなんばしょきほんけいかく さっぽろしひなんばしょきほんけいかくじっしふらん
札幌市避難場所基本計画、札幌市避難場所基本計画実施プラン
- ◆ さっぽろしさいがいじょうえんごしゃたいさくひなんしえんがいでらいん
札幌市災害時要援護者対策避難支援ガイドライン
- ◆ さっぽろしちいきふくししゃかいけいかく
札幌市地域福祉社会計画
- ◆ さっぽろししょうひしゃきほんけいかく
札幌市消費者基本計画

ぶんや さべつ かいしょう けんりようご
分野10 差別の解消・権利擁護

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

へいせい ねん がつ しょうがいしゃさべつかいしょうほう こうふ へいせい ねん がつ
平成25年6月、障害者差別解消法が公布され、平成28年4月に
しこう ほりつ ぎょうせいきかんとく みんかんじぎょうしゃ しょう
施行されます。この法律により行政機関等や民間事業者に障がい
りゆう さべつてきとりあつかい きんし しょう ひと
を理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、障がいのある人
ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ひつよう ごうりてき
が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な
はいりよ もと
配慮が求められます。

しょう ひと たい ぎゃくたい ほうし そうきはっけん
また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のため、
つうほう そうだんたいせい じゅうじつ ぎゃくたい お とき かんけい
通報・相談体制を充実するとともに、虐待が起こった時には、関係
きかんとく れんけい てきせつ しえん おこな ひつよう
機関等との連携による適切な支援を行っていく必要があります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん しょうがいしゃきほんほうおよ しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと しょう
基本方針1 障害者基本法及び障害者差別解消法に基づき、障がい
りゆう さべつ かいしょう すいしん とく く
を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

きほんほうしん しょうがいしゃぎゃくたいほうしほう もと しょう しゃぎゃくたい ほうしとう
基本方針2 障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、
しょう ひと けんりようご すず
障がいのある人の権利擁護を進めます。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく しょう りゆう さべつ かいしょう
基本施策1 障がいを理由とする差別の解消

きほんしさく けんりようごとう すいしん
基本施策2 権利擁護等の推進

きほんしさく しょう しゃぎゃくたいほうし すいしん
基本施策3 障がい者虐待防止の推進

基本施策 1 障がい理由とする差別の解消

- 国の基本方針に基づき、障害者差別解消法の円滑な施行に向けた準備を進めるとともに、施行後の適切な運用に努めます。
- 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、市民や民間事業者等の理解を促進します。

<重点取組>

◆ 障害者差別解消法の円滑な施行【新規】

国の基本方針等に基づき、職員対応要領や相談体制の整備等を進め、障がいのある人の差別の解消の推進と、合理的配慮の提供に取り組みます。

基本施策 2 権利擁護等の推進

- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障害者基本法、北海道障がい者条例など制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。

<重点取組>

◆ 権利擁護等に係る相談支援の充実

障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業の一層の推進により、障がいのある人の権利擁護のための相談支援体制の強化を図ります。

◆ 北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある人の権利の擁護と

しょう ひと く ちいき すいしん はか
障がいのある人が暮らしやすい地域づくりの推進を図るため
せいてい ほっかいどうしょう しゃじょうれい ふきゅう つと ちいき
に制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域に
けんりようご ふく そうだんたいせい じゅうじつ はか
おける権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

◆ 福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

ふくしが い どうとう さくせい はいふ けんりようご かん まどぐち しょうかい
福祉ガイド等を作成・配布し、権利擁護に関する窓口を紹介
するほか、けんりようご かか けいはつ こうほう つと
権利擁護に係る啓発・広報に努めます。

◆ 障がい当事者等の意見反映

しょう とうじしゃとう いけんはんえい
障がいのある人をはじめ、ひろ しみん いけん しせい はんえい
広く市民の意見が市政に反映され
しょう しゃ さぽーたーせいど
るよう、「障がい者によるまちづくりサポーター制度」など、
しみん こえ き きっかけ じゅうじつ はか
市民の声を聴く機会の充実を図ります。

◆ 子どもの権利救済機関の運営（再掲）

⇒ 41 ページ参照

【参考】 北海道障がい者条例について

ほっかいどうしょう しゃおよ しょう じ けんりようごなら しょう しゃおよ
「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び
しょう じ く ちいき すいしん かん じょうれい りやくしょう
障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（略称：
ほっかいどうしょう しゃじょうれい しょう あんしん ちいき く
北海道障がい者条例）は、障がいがあっても安心して地域で暮らす
ことのできる社会づくりを目指し、しょう がいのある人のけんりようご
権利擁護と
く ちいき すいしん じょうれい
暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。

おも しさく はしら つぎ
主な施策の柱は次の3つです。

- 1 しょう がいのある人の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
- 2 ちいき い い く はたら しょう しゃ おうえん
地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します

3 障がいのある人の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます
札幌市におきましても、北海道障がい者条例に基づき、障がいの
ある人も障がいのない人も、共に暮らしやすいまちづくりを目指して
いきます。

基本施策3 障がい者虐待防止の推進

- 障害者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい者
虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支
援を進めます。

＜重点取組＞

◆ 障がい者虐待防止対策等の推進

障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待相談窓口にお
いて虐待通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日
における緊急連絡先を設置することにより、24時間365日
の通報受付を行います。

また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機
関との連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保
護が必要な事案については、市内の入所施設等との連携によ
り、速やかな保護を行います。

その他、セミナー等の開催、啓発リーフレットの配布等に
より、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待
予防や早期発見に努めます。

ぶんや ぎょうせい さーびす はいりよ
分野11 行政サービスにおける配慮

げんじょう かだい
＜現状と課題＞

へいせい ねん がつ しこう しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょう
平成28年4月に施行される障害者差別解消法により、障がいの
ひと ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ぎょうせいきかんと
ある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、行政機関等
ひつよう ごうりてき はいりよ おこな ほうてき ぎむ
が必要かつ合理的な配慮を行うことは、法的な義務となります。

しょくいん しょう しゃりかい そくしん つと まどぐちとう
職員の障がい者理解の促進に努めるとともに、窓口等における
しょう ひと はいりよ てっぺい じょうほうていきょう じゅうじつ はか ひつよう
障がいのある人への配慮の徹底や情報提供の充実を図る必要が
あります。

きほんほうしん
◆基本方針

きほんほうしん ぎょうせい さーびす ていきょうとう しょう とくせい
基本方針1 行政サービスの提供等にあたっては、障がい特性に
おう ごうりてき はいりよ つと
応じた合理的な配慮に努めます。

きほんしさく
◆基本施策

きほんしさく ぎょうせい さーびす はいりよ
基本施策1 行政サービスにおける配慮

きほんしさく じょうほうていきょう じゅうじつ さいけい
基本施策2 情報提供の充実（再掲）

きほんしさく ぎょうせい さーびす はいりよ
基本施策1 行政サービスにおける配慮

- ぎょうせい さーびす ていきょうとう ぎょうせいきかん しょくいん しょう
行政サービスの提供等にあたっては、行政機関の職員に、障が
ひと りかい そくしん しょう
いのある人への理解を促進するとともに、合理的な配慮に努めます。

じゅうてんとりくみ
＜重点取組＞

しょくいん たい しょう しゃりかい そくしん しんき
◆職員に対する障がい者理解の促進【新規】

けんしゅうとう つう しょくいん たい しょう しゃりかい そくしん つと
研修等を通じ、職員に対する障がい者理解の促進に努める

とともに、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。

また、職員によって説明や配慮のしかたに隔たりが生じないように努めます。

◆ 選挙における配慮

札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙のお知らせ・音読した音声版を、関係世帯に配布します。

また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎮等の常備など、障がいのある人に配慮した投票環境を整備するとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を行います。

◆ 会議等における配慮

障がい当事者が参加する会議等においては、障がい種別に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。

◆ テレビ電話を活用した消費生活相談（再掲）

⇒ 56 ページ参照

基本施策2 情報提供の充実（再掲）

⇒ 54 ページ参照